

令和6年度 2024年12月1日▶2025年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

対象の有無・実施団体等		実施機関等で実施済		未実施
教育の種類	対象者あり	自社・関連会社	安全衛生団体等	
雇入れ時教育 法第59条第1項 ・教育事項：安全則第35条				
作業内容変更時教育 法第59条第2項 作業の異なる場所への異動や機械・作業方法の大幅な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される				
職長教育 法第60条 ・職長教育を行う業種：安全令第19条 ・教育事項：安全則第40条				

能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第19条の2

通過「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平成、改正 平18）

通過「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正 平31）

対象者	時期等	初任時 初めて当該業務に 従事する場合	定期 当該業務に従事後、 一定期間ごとに	随時 作業内容の変更や、 機械・設備の更新等時	未実施
安全管理者					
衛生管理者					
安全衛生推進者					
職長等					
() 作業主任者					
() 作業主任者					
() 作業主任者					

危険有害業務従事者への教育 法第60条の2

通過「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平成、改正 平8）

通過「安全衛生教育及び研修の推進について」（平3、改正 平31）

就業制限業務従事者（免許取得者・技能講習修了者）や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更等時に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

**建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名（例）	必要資格	資格
安全管理者（一定の業種**で50人以上の規模）	安全管理者選任時研修の修了など	ある / ない
衛生管理者（50人以上の規模）	第一種 衛生管理者免許試験の合格など （第二種については業種に制限あり）	ある / ない
衛生工学衛生管理者 （500人以上を雇える労働者を使用し、一定の有資格者に 10人以上が従事する事業場）	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある / ない
安全衛生推進者（一定の業種**で10～49人の規模）	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない
衛生推進者（一定の業種**以外で10～49人の規模）	衛生推進者養成講習の修了など	ある / ない

安全衛生教育に関するご相談はこちら

（中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口）

電話 03-3452-6296（本部） メール jisha-soudan@jisha.or.jp

特設サイトで役立つ情報を発信しています！詳しくは 安全衛生教育促進運動 で 検索

本リーフレットのお問合せ先：総務部広報課 ■電話 03-3452-6449 ■メール koho@jisha.or.jp

令和6年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についての重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主催し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等（以下「法定教育」という。）の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増える中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

令和6年度においては、4月より化学物質管理者及び保護用具着用管理責任者の選任が義務化され、選任には専門的講習を修了することが必要となった。また広く一般に、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和7年2月第1回として「化学物質管理強化月間」を展開することとし、対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業者等、各層にわたる知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にもその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日まで

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労働安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教育機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益財団法人建設者役車間安全技術協会、公益財団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構、公益社団法人日本物理療法士協会、一般社団法人日本ヘルメット工業会（順不同）

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

①機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報

- リーフレット等の制作および配布
- 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- ポスター等の掲示
- 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じて、本運動の事業場への周知
- その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

- 協賛者は、次の事項を実施する。
- 機関誌等を通じて、関係団体や事業場等への周知・広報
 - 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
 - その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

- 各事業場は、特に次の事項を実施する。
- 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
 - 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
 - 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
 - 法定教育等の徹底
ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の徹底
オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等

- 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
- 化学物質管理者教育、保護用具着用管理責任者教育
- 法定教育以外の教育等
ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育
イ 危険予知活動（KYT）に関する教育
ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
オ 感染症の予防・対策に関する教育
カ 熱中症予防に関する教育
キ 騒音障害防止に関する教育
ク 腰痛予防のための教育
コ 健康の保持増進のための健康教育
ク 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
ス 管理職に対する安全衛生教育
セ 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育
- eラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施